

第3次男女共同参画基本計画のフォローアップで出された主な御意見（案）

平成 27 年 1 月 14 日
内閣府男女共同参画局

（総論）

- ・ データをざっとみても、あまり進んでいない。
- ・ 15 の重点分野はオーバーラップしている。重点分野の組み方について、15 でいいのか、論理的に整理した方がいい。
- ・ 「雇用」は扱っているが「自営業セクター」は明確には書いていない。
- ・ 数値目標は、それぞれの現場における取組を促すという点でわかりやすい。
- ・ 数値目標はその数値だけではなく、重層的な関係にあることがかなりある。
- ・ 基本計画は必要だが、総花的な感じ。ここだけはやるというインパクトの強い打ち出し方をできないか。
- ・ 出来上がった計画をPRする活動が大事ではないか。

（第1分野：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大）

- ・ ジェンダーギャップ指数の改善が重要。特に政治分野の改善のためにはクオータ制の導入に向けての検討が必要ではないか。諸外国でクオータ制を導入しているところは、何が契機になったのか。
→ 政党の自主的な取組がまずなされるのが、一般的な動き。（内閣府）
- ・ クオータ制導入について政党に働きかけるだけではなく、法制度としてクオータ制を導入することも検討すべきではないか。
- ・ 地方公共団体の議会の議員の女性参画拡大のため、行政として働きかけられる点があるか検討すべきではないか。自治会組織や業界団体に女性リーダーが登用されると結果的に女性議員も増える。
→ 地方議会の議員に占める女性割合の見える化を図ることなどにより、登用を促していきたい。（内閣府）
- ・ 育児中の検察官や裁判官について、今後とも子育てしやすいよう配慮していくことが大事ではないか。
- ・ 検察官、裁判官についての中途退職率のデータを取るべきではないか。
→ 検察官については、定年まで勤務する者は男女とも1%未満。裁判官については、男女とも定年まで勤務する者が多い。（法務省）
- ・ 国家公務員の超過勤務の削減について、数値目標と期限を示すべきではないか。

(第2分野：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革)

- ・ 選択的夫婦別氏制度の導入の推進のため、通称使用の現状等の調査を行うなど、何らかの積極的な形での進め方を検討すべきではないか。
- ・ 選択的夫婦別氏制度等以外に、嫡出推定の問題なども検討すべきではないか。
 - 嫡出推定制度自体は合理的なものであり、基本的には維持すべきものと考えている。(法務省)
- ・ 短時間労働者を被用者保険に適用拡大していく、共働き世帯が増えていく中で、3号被保険者制度が見直されていくということか。
 - 社会保障審議会年金部会では、大きな方向性として将来縮小していくことはおおむね意見の一致を見ているが多様な属性の方々がおり、一気に難しいため、進め方については様々な意見がある。(厚生労働省)
- ・ 短時間労働者を被用者保険に適用拡大していくと、マクロ的には雇用自体が減ることも考えられるので、需要側、供給側ともよく考えなければならない問題ではないか。
- ・ 多様な人が3号被保険者となっているとのことだが、ライフサイクルの中で3号被保険者になっている期間がどのくらいで、その後、どうなるかというような統計等はあるのか。
 - 3号被保険者全てを個別に追っていくのは難しいが、3号被保険者の平均期間や所得階層別などの状況を確認しながら議論した。(厚生労働省)
- ・ 男女別統計を取ることは重要であり、負担軽減のためという理由で男女別統計を取らないということは通らないのではないか。

(第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

- ・ くるみん税制の件数について、24年度35件ということだが、当初の想定と比べてどうか。
 - 当初想定していたよりも伸びていない。延長が認められたら、制度の周知を強化していきたい。(厚生労働省)
- ・ くるみん税制や助成金等について、経営者の側に情報が届いているのか調査が必要ではないか。
- ・ 企業の働き方の見直しに関しては、企業全般に対する取組ではなく、現場などどこに問題があるかを把握して、そこを改善しないと変わらない。
 - 仕事と子育ての両立に関しては、中小企業や非正規労働者に対するアプローチが重点的な課題と認識。(厚生労働省)

- ・結婚中の男性の育児参加の支援だけでなく、離婚後についても育児参加について目配りする必要があるのではないか。

（第4分野：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）

- ・男女間賃金格差の関係で職務評価の調査を行っているとのことだが、調査期間及び公表についてはどうなっているのか。
→今年度調査を行っており、取組好事例があれば、広く周知していきたい。（厚生労働省）
- ・マタニティハラスメントについて、国でも調査し、均等法等について周知を行ってほしい。
→雇用形態別に分けて調査していきたい。また、雇用均等室での周知と併せ、市町村での母子健康手帳の交付の際に、都道府県ごとの雇用均等室の連絡先等を明記したリーフレットを併せて配布してもらうよう自治体に協力を依頼している。（厚生労働省）
- ・男女の賃金格差について、相対比率だけではなく、金額差についても出すべきではないか。
→統計で賃金額も出していると思うが、賃金額については、全体の労働者の処遇をどう改善していくかという話と連動する。（厚生労働省）
- ・非正規雇用問題の解決のためには、将来的には正規社員と非正規社員の評価基準を統一することが必要になると考えるが、非正規社員から正規社員へ転換する際に、正規社員の賃金表のどこに位置付けるかということを企業において決めることとなり、均等処遇の作業をすることとなるので、経過的な取組として、非正規社員から正規社員への転換制度を義務付けるべきではないか。
- ・ポジティブ・アクションの成功事例を周知・広報してほしい。
- ・ポジティブ・アクションの取組企業割合が、平成25年調査において前年から大幅に低下した理由如何。
→選択肢を追加した結果、その前年までは、ポジティブ・アクションについて正確に理解しないまま回答していたケースがあった可能性が浮かび上がってきた。（厚生労働省）
- ・多様な正社員については、そのデメリットについてもきちんと議論してほしい。

（第5分野：男女の仕事と生活の調和）

- ・成果目標の「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」については、男女共同参画基本計画を説明するときの象徴的なものの一つであり、

その課題を考えていくことが大事ではないか。

- ・ 育児・家事等の意識を含め、男女共同参画の意識は小さな頃から身につけていると家庭の中でもそれが当たり前ようになる。学校教育においてしっかり取り上げてもらいたい。
- ・ 介護保険だけでは賄えず在宅介護が増えている。介護休業制度の在り方について、議論を深めていただきたい。
- ・ 在宅介護にシフトしているが、介護を担う人が仕事と両立できなくて困っている。施設介護の必要性についてももう一度考える必要があるのではないか。地方では訪問看護のための移動の時間が無駄で、むしろ施設の方が効率がいい。
- ・ 放課後児童クラブの終了時刻の問題についての評価如何。
→なるべく遅くまで開くような取組を進めていきたい。(厚生労働省)
- ・ 放課後児童クラブの終了時刻を遅くする際は、指導者の待遇が課題。地方と都市部では差があると思われるので、調査を行ってもらいたい。
- ・ 学童保育について、各自治体ごとの情報について、例えばポータルサイトの的に得られるようにできないか。
- ・ 就業継続について、ターゲットによって課題が違う。中小企業や大企業の非正規では、育児休業制度を知らなかったり使えない。大企業については、仕事と子育ての両立はできるが、子育てとキャリアアップの両立ができない。
- ・ 病児・病後児保育についての研究や好事例はあるのか。
→子ども・子育て支援新制度の中でしっかり進めていきたい。(厚生労働省)

(第6分野：活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進)

- ・ 農業委員会制度の改革について法案が成立する可能性が高いが、農業委員の選出方法について、女性の登用に水を差すようなものとなるおそれはないか。
→政府・与党取りまとめに女性・青年農業者の登用について明記されたところ。細部の制度設計については検討中であり、審議を進めているところ。(農林水産省)
- ・ 女性が農地等の固定資産を持つと、社会参画や経営参画にもつながるのではないか。
→女性が積極的に様々な施策を活用できるよう関係各位へ通知を出しており、例えば、加工施設等の固定資産の取得等において補助事業等が活用できるよう支援している。(農林水産省)
- ・ 家族経営協定について、特に都道府県への協定普及推進の働きかけについ

での取組如何。

→家族経営協定は女性の経営参画を進めていくために効果的であると認識している。また、法人化等と合わせて推進していきたい。(農林水産省)

- ・農業委員の選出については、女性が1人は入るよう首長に働きかけるべきではないか。
- ・土地改良区の役員に女性が参画できるような手立てを講じてもらいたい。
- ・北海道において、農業協同組合の登用が進んでいない理由如何。
- 大規模専業農家が多く、男性経営主の力が強いことが背景にあると考えられる。(農林水産省)

(第7分野：貧困など生活上の困難に直面する男女への支援)

- ・離婚の際に養育費の取決めが確実に行われるように、少なくとも公正証書を作成する、できれば調停調書にするような促しが必要ではないか。
- 養育費の相談支援センターを開設して、養育費の確保に関する相談を受け付けているところ。(厚生労働省)
- ・養育費について国が立替払するとか強制的に取り立てるような制度を検討すべきではないか。
- 我が国では協議離婚が大部分であることがネックになるところ。また、財政的にも多額の国費が毎年必要になると予想され、更に取立てのための組織や人件費をどうするかという大きな課題もある。(厚生労働省)
- ・養育費を国が取り立てるとなると大きな議論になるので、養育費を支払わない元配偶者の勤務先や収入の把握に協力するなどといったところから改善していったらどうか。
- ・今の家庭裁判所の実務では、養育費は請求時からしか認められないが、請求時より前の養育費についても認めるべきではないか。
- 家庭裁判所の裁判事項であり、行政が意見を出すのは困難。(法務省)
- ・ハーグ条約については、DVの観点からどこかで実施状況の評価をすべきではないか。
- ・子どもの貧困対策での学習支援ボランティアが使いやすいものとなるよう、学生や大学との連携の上、推進してもらいたい。
- ・公営住宅が増えない中、民間の住宅にシフトしていくことになると思うが、連帯保証人の問題について、居住者と自治体の支援を行ってもらいたい。併せて、空き家対策も連携できないか検討してもらいたい。

(第8分野：高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備)

- ・無料法律相談を利用するためには直接弁護士事務所に行って面談相談を行

- う必要があるが、高齢者、障害者、外国人等直接相談に行くのが困難な人たちが無料法律相談を受けやすくなるようにしてもらいたい。
- ・性的指向を理由とする偏見、困難等の解消のため、人権教育を推進すべきではないか。
→人権教育・啓発に関する基本計画や第3次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえた生徒指導や人権教育の担当者が集まる会議等を通じて周知等に努めている。(文部科学省)
 - ・高齢女性の貧困の背景として、低年金・無年金の問題があるのではないか。
こうした人たちを支援すべきではないか。
→受給資格期間の短縮や年金生活者支援給付金の創設などの措置を講ずることとしており、また、低年金・無年金の発生を防止する観点から、納付環境の整備、免除の確実な適用等に取り組んでいる。(厚生労働省)
 - ・婦人相談所について、専門性などの機能が十分に整うよう措置すべきではないか。
→厚生労働省主催で研修会を開催しており、また、各都道府県が実施する研修会の開催に要する経費等について補助を行うなど、婦人相談所職員の専門性の確保に努めている。(厚生労働省)
 - ・公共交通機関の削減又は廃止により、高齢者や障害者の移動に支障を生じているが、対策をとるべきではないか。
→地域公共交通活性化再生法を本年改正し、地域公共交通の維持、確保のための新たな枠組みを構築した。また、予算面でも、地域公共交通確保維持改善事業により、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組みを着実に支援していく。(国土交通省)

(第10分野：生涯を通じた女性の健康支援)

- ・特定健診についての男女別の検査値の状況についての評価などを踏まえ、今後どのような活用を行っていくのか。
- ・検診の在り方については、男女の性差及びコストベネフィットを考慮した上で組み直すことが必要ではないか。
- ・人工妊娠中絶の方法については、世界標準からかなり遅れているので、新しい方法を積極的に取り入れるようにしてもらいたい。
- ・早く出産することとキャリア形成を両立できるような職場環境が大事。
- ・更年期の女性についての健康上の問題及び解決策を、女性自身及び経営者や人事部に情報提供する必要がある。
- ・女性の身体のメカニズムを学校教育の中で教えていただきたい。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、子どもを持つ持たないと

いう選択肢も十分に尊重すべきだということを、広く一般に周知してもらいたい。

(第 11 分野：男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実)

- ・キャリア教育については、現状では一部の学生・生徒にしかその効果が及んでいないと思われるが、どのぐらいの学生・生徒に効果が及んでいるか定量的な把握をしながら進めていくべきではないか。
- ・小中高校における女性の管理職比率は非常に低い状況だが、今後どのように改善していくべきか。
→管理職を志望する女性教員が非常に少なく、その背景には多忙な管理職と家庭との両立への不安がある模様。管理職の在り方を含む学校の組織運営体制を充実するための方策等について中教審に諮問中。(文部科学省)
- ・家庭科の教科書において、結婚や出産の公的な意義についても教える必要があるのではないか。親になるための準備教育が重要。
→学習指導要領の中で家庭を作っていくことについての重要性や子どもを生み育てることの意義を考えることが盛り込まれているが、学習指導要領に基づいてどのように記述するかは、著作者等の判断。(文部科学省)
- ・大学院への女性の進学率がほとんど増えていない実情に鑑み、大学院進学支援のための幅広い対策を検討すべきではないか。

(第 12 分野：科学技術・学術分野における男女共同参画)

- ・女性研究者の割合を高めるため、学術分野についてもポジティブ・アクションを採るべきではないか。学術分野は能力主義なので、ポジティブ・アクションにはなじまないとの誤解や偏見を解くための検討を進めていくべきではないか。
- ・女性研究者の割合や学術分野における指導的地位に占める女性の割合を上げるため、新しい施策などを考えていくべきではないか。これまでに「引き続き」では、目標達成に 50 年かかってしまう。
- ・女子生徒が理系を選択することを考えるチャンスを学校教育の中で入れていくべきではないか。
- ・教育を受けた女性が結婚や出産後も社会で活躍できるよう支援すべきではないか。

(第 13 分野：メディアにおける男女共同参画の推進)

- ・情報発信については、どのぐらいの国民に対してその効果が及ぶかという規模感を考えて行うことが大事ではないか。

- ・広報誌におけるメディア関連団体のトップインタビューは、メディア分野における男女共同参画の推進の一つの契機となり得るので、今後も続けていってほしい。
- ・メディア・リテラシーについては、より良い教材を有効活用することにより、積極的に学校などで指導してほしい。
- ・子どもの教育に関しては、固定的性別役割分担意識の払拭ということにとどまらず、男女共同参画社会の実現に向けてどうすべきかを提示するような教育を進めてほしい。
- ・広報活動については、若者向けにSNSなどの活用にも力を入れていくことが大事ではないか。

（第14分野：地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進）

- ・都道府県の防災会議における女性委員の比率が11%程度というのはまだ少ない。

→女性を起用しやすいように地方防災会議のメンバーに学識経験者を起用できるよう災害対策基本法を改正した。なお、防災会議の委員には、指定地方行政機関の長や陸上自衛隊の部隊長等の充て職も多く含まれるため、社会全体で女性の参画が進まないと、委員の比率は上がってこない。

（内閣府）

- ・地方防災会議のメンバーの学識経験者については、市民団体などにも広げる必要があるのではないか。
- ・市町村の防災会議の女性委員の割合を増やすことも大事ではないか。
- ・消防団の男女共同参画を進めていくことが大事ではないか。
- ・男女共同参画センターどうしの交流を進めていくべきではないか。
- ・避難所の運営に関しても女性が責任者としてしっかりと入っていくことが必要ではないか。
- ・男女共同参画センターがどこにあるかすぐに分かるように、ホームページやSNSで場所を示せるようにしてほしい。

（第15分野：国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献）

- ・女子差別撤廃委員会の見解で示された、女性の参画を拡大するための暫定的特別措置の導入及び選択的夫婦別氏制度の導入等を含む民法改正について、どのように推進していくか検討が必要ではないか。
- ・女子差別撤廃条約選択議定書の早期締結については、改めて真剣に検討すべきではないか。
- ・女子差別撤廃委員会の見解などについては、国会議員全員に対する周知の

取組も必要ではないか。

- ・聞く会は、国際的な基準・規範、動向等の周知に役立っているが、働く女性、大学生等のため、インターネット配信などを検討してもらいたい。
- ・ODA大綱の見直しに際しては、女性がプロセスに主体的に参画するという視点を明確にすることが必要ではないか。
- ・APEC女性と経済フォーラムに、女性リーダー、今後活躍が期待される女性を参加させることは、女性の活躍推進のため大事であり、引き続き取り組んでももらいたい。
- ・女性が輝く国際シンポジウム（WAW!）は、今後も定期的を開催してもらいたい。